

鞠智城と東北の城柵官衙

井上 翔

はじめに

鞠智城が古代山城⁽¹⁾の一つであることに疑いを持つ人はいないであろう。しかし、発掘調査によって明らかになった事実や現地の景観を踏まえた印象からは西日本に多く分布する古代山城とは大きく異なっていることもまた衆目の一致するところであり、そのことが大きな問題提起となつて、これまで鞠智城に関して様々な論点が提示される要因でもあつた。

鞠智城が初めて史料に登場するのは、文武天皇二年(六九八)に「大宰府をして大野・基肄・鞠智の三城を繕治せしむ」⁽²⁾とある。発掘成果に基づく時期区分では、第二期に該当し、城内施設の充実、出土土器の増加などから、これらの城の整備が「繕治」によるものであることも確かであろう。同時に「繕治」された大野・基肄の二城が天智四年(六六五)に築城されたという記事⁽³⁾があること、発掘成果からは創建年代が七世紀後半以降の推定がなされていることから、白村江の敗戦後の大野・基肄の二城と同時期ないしそう遠くない時期の天智朝期に築城されたと考えられている⁽⁴⁾。

以上の築城時期の対外関係から鞠智城築城の要因として白村江の敗戦後の唐・新羅連合軍が有明海を渡つて侵攻してくるのを企図していたとする見解が多い⁽⁵⁾。一方、七世紀末にいたるまで大和王権の直接的な支配を受けていなかつたであろう九州南部に居住する隼

人勢力に対するものという見解もある。また、中央政権が地方社会に対して与える影響力、就中、地方豪族に対する抑止という側面を評価する見解もある。

ところで、東北地方の各地に築かれた城柵官衙遺跡の性格についても長らく議論されてきたところである。それは、史料上にみえる東北の城柵が軍事的な拠点としてしばしば見られるのに対して、実際に発掘調査によって明らかになつた城柵は、国府や郡家のようなコの字型の政庁区画を有し、城柵というように柵列で囲まれているものの、防御施設としては余りに貧弱であり、蝦夷の攻撃を防ぐ軍事拠点とはにわかには首肯しがたかった。現在では、これら城柵の遺跡は、軍事的拠点であると同時に支配の拠点として、官衙としての性格を有するものと解釈され城柵官衙と呼称されている。

鞠智城の役割や性格は、前述したように多方向に向いており、一面のみに帰せようとするのは、不毛な議論であろう。しかし、複合的な性質を有しているのを認めるとてもそれらがどのように矛盾なく整合されているのかを検討することには一定の意味があろう。城柵官衙の複合的な性格は、古代国家による東北政策の特質が如実に表れている。しばしば説かれることではあるが、陸奥・出羽・越後の国司には、「饗給、征討、斥候」が職掌として規定されており、蝦夷を「饗給」によつて懷柔する一方、「征討」によつて征服する

ことも求められていたのであり、いわばアメとムチを使い分けることを古代国家は企図しており、その政策を端的に表しているのが城柵官衛なのである。



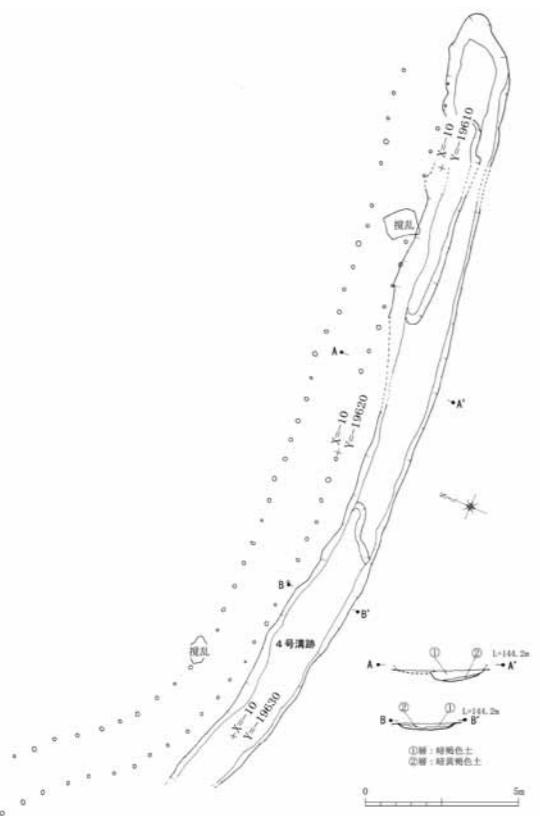
第1図 鞠智城全体図

一、古代山城の中の鞠智城

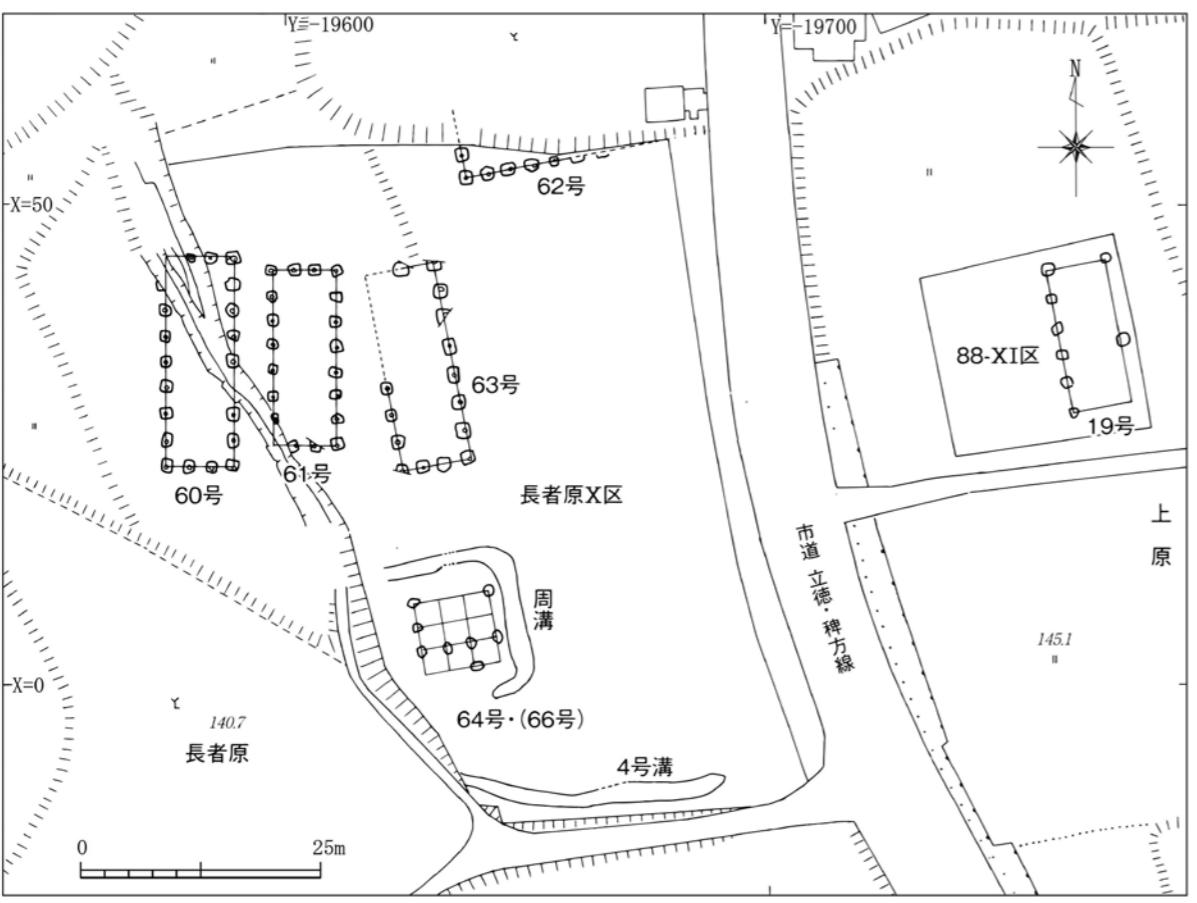
鞠智城が他の古代山城と大きく異なるといふことは、これまで述べられてきた。本章では、いさか冗長かもしれないが、これまで古代山城の中で鞠智城が特異とされてきた点について再確認していきたいと思う。

まずはその地形・立地について見ていただきたい。これもすでに指摘されてきていることだが、標高が低く平坦面に建物群が営まれている点が他の山城と大きく異なっている。同じ時期に設置・改修されたと考えられる大野城・基肄城が

複合的な性格を有する城柵官衛にこのような古代国家の辺境政策の特質を見出しうるのであれば、同じく複合的な性格を有していると考えられる鞠智城についても同様のことが指摘できるのではないだろうか。本稿では、東北の城柵・特に秋田城との比較・検討を通じて、鞠智城について指摘されている複数の役割・性質を整合的に解釈することで古代国家の辺境政策の特質の一端を明らかにすることを目的とする。



第2図 4号溝実測図



第3図 L字型建物配置

四〇〇m級であるのに対し、鞠智城は最高地点でも一七一mである。もちろん鞠智城は、深い谷を包含しており、比高差九〇m近くあり、急峻な崖と土壁で囲まれその点は無論、他の山城と共通している。しかし、建物群が集中する長者原地区を中心とした平坦面は、他の山城とは一線を画していると言わざるをえないであろう（第一図）。

次に内部構造について見ていただきたい。まずは、直交する建物配置をとる六二・六三号建物に注目したい。この二つの建物と方位を同じくする一九号建物を合わせてコの字型の建物配置を想定し、これを鞠智城の政厅的空間と考へる向きも以前はあつたが、現在では、一九号建物を合わせたコの字型の建物配置については否定的な見解が強い。しかし六二・六三号建物がL字型に配置され、これらの建物を区画すると考えられる四号溝とその北側の杭列の存在（第2図）

から官舎と「庭」を区画する「院」的な構造が看取される（第3図）。このような他の建物群と隔絶し広い庭を有する構造は、国府や郡家といった地方官衙に広く見られるもので、一般的な官衙では国司や郡司を中心とした儀礼等が行われたと考えられている（佐藤

（一〇〇七）。この様な広い儀礼・儀式空間をともなつた建物配置をとる山城は鞠智城のみである（六）。

次に建物の平面規模と構造に着目したい（七）。山中敏史氏は、各遺跡で検出した建物跡の平面形式について詳細なデータを集積し、

第2表 鞠智城の総柱建物一覧表

No	種別	平面規格(間)		平面規模(m)		柱間寸法(m)	
		梁行	桁行	梁行	桁行	梁行	桁行
1	掘立柱	3	5	4.5	10	1.5	2
5	掘立柱	3	4	6.9	12	2.3	3
11	礎石・掘立柱	5	6	11	12.6		
12	礎石・掘立柱	5	6	11.5	13.2		
13	掘立柱	3	(4)	7.5	(10.8)	2.5	2.7
20	礎石	3	4	7.2	9.6	2.4	2.4
21	礎石	3	4	7.2	8.8	2.4	2.2
22	礎石	4	4	5.8	8	1.45	2
23	礎石	4	6	5.8	12.6	1.45	2.1
25	掘立柱	3	3	5.7	7.2	1.9	2.4
29	礎石・掘立柱	6	(3)	12.9	(6.9)		
36	礎石	3	4	7.5	8.8	2.5	2.2
38	掘立柱	(3)	(3)	(6)	(5.7)	2	1.9
40	掘立柱	(2)	5	(6)	15	3	3
42	掘立柱	(2)	(3)	(4.4)	6	2.2	2
43	掘立柱	(3)	(3)	(7.5)	(7.5)	2.5	2.5
45	礎石	(2)	4	5	7.5	2.5	2.5
46	礎石	3	4	6.6	8.4	2.2	2.1
47	礎石	3	3	6.9	7.5	2.3	2.5
48	礎石	(2)	(4)	(3.8)	(7.8)		
49	礎石	3	9	7.2	21.6	2.4	2.4
50	礎石	(2)	(5)	(3.9)	(8.25)	1.95	1.65
52	掘立柱	(2)	(1)	(6)	(4.5)	3	4.5
53	掘立柱	2	(1)	4.6	(3.3)	2.3	3.3
54	掘立柱	2	(1)	4.4	(3)	2.2	3
56	礎石	3	6	8	14.2	2.37	2.66
59	礎石	3	4	5.85	9	1.95	2.25
64	礎石	3	3	7.8	7.8	2.6	2.6
65	礎石	3	(3)	(4.5)	(6.8)	1.5	2.25
66	礎石	(3)	(4)				
67	礎石	(3)	(3)	(6.6)	(6.6)	(2.2)	(2.2)
69	掘立柱	(2)	(3)	(3.9)	(5.85)	1.95	1.95
70	掘立柱	(2)	(4)	(3.6)	(7.8)	1.8	1.95
72	礎石	3	4	6.3	8.4	2.1	2.1

一三・二〇・二一・三六・四六・五九・六六・七二号)、合わせて一六棟が確認されており、割合でいうと約四七%にあたる(第2表)。六〇%には及ばないものの半数近くにのぼる。ただしこれらのうち六棟(一三・三八・四三・六五・六六・六七号)が調査区外や削平等によつて間数が確定できないものが含まれており、これらは参考値に

高い建物について朝鮮半島の造営技術や建築スタイルが導入されたのではないかとされ、さらに郡家正倉にみえる三×三間、四×三間の古い事例が六世紀後半の那津官家に関わるとされる福岡県比恵遺跡や有田遺跡などの倉庫群に見られることから、ヤマト王権の拠点的施設に導入された平面形式を地方官衙の倉にも採用したのではないかとされた。海野聰氏

第1表 鞠智城の側柱建物一覧表

No	種別	平面規格(間)		平面規模(m)		柱間寸法(m)	
		梁行	桁行	梁行	桁行	梁行	桁行
2	掘立柱	1	3	2.4	4.2	2.4	1.4
3	掘立柱	2	3	6	9	3	3
6	掘立柱	3	6	6	16.4	2	2.4
7	掘立柱	3	(4)	6.3	(8.4)	2.1	2.1
8	掘立柱	3	6	6	10.2	2	1.7
9	掘立柱	2	(3)	6	(7.5)	3	2.5
10	掘立柱	2	3	6	7.5	3	2.5
14	掘立柱	3	5	7.2	14.5	2.4	2.9
15	掘立柱	3	(4)	7.2	(11.6)	2.4	2.9
16	掘立柱	3	10	7.8	26.5	2.6	2.65
17	掘立柱	3	(6)	7.2	(13.25)	2.4	2.65
18	掘立柱	3	(8)	8.1	(20.8)	2.7	2.6
19	掘立柱	1	5	6.3	15	6.3	3
24	掘立柱	1	(4)	5.7	(10.2)	5.7	2.55
26	掘立柱	3	(2)	7.2	(6)	2.4	3
27	掘立柱	1	(4)	5.7	(10)	5.7	2.5
28	掘立柱	2	5	4.2	9	2.1	1.8
41	掘立柱	2	(3)	7	(9)	3.5	3
55	掘立柱	2	4	6	9.6	3	2.4
57	掘立柱	2~3	6	5.7	10.2	1.8~1.95~2.85	1.5~1.8
58	掘立柱	(1)	5	(4.2)	13.5	4.2	2.7
60	掘立柱	3	8	5.4	16.8	1.8	2.1
61	掘立柱	3	7	5.4	14.7	1.8	2.1
62	掘立柱	(1)	(6)	(1.95)	(11.7)	1.95	1.95
63	掘立柱	3	7	5.85	16.8	1.95	2.4

官衙遺跡における平面規模と構造の特徴について考察された。山中氏の整理によれば、まず倉以外の建物の平面形式において桁行と梁行の間数の場合、官衙あるいは城柵では、五×二間と桁行七間の建物に分布が集中し、集落等の遺跡とは一線を画している。特に桁行七間の建物の場合、官衙以外の遺跡では一%前後であるのに対し、国府・城柵では九%、郡家では六%、その他官衙（八）で四%、八間以上の建物の場合、官衙が四～七%に対ししてそれ以外は一%以下という値を析出しており、長大な建物が見られる点に官衙の特徴が指摘できるとしている。さて、山中氏の指摘を踏まえ、鞠智城の倉以外の建物の平面形式についてみてみよう。鞠智城で検出した建物は七二棟を数え、そのうち側柱建物は、二五棟を数える（第1表）。そのうち七間の建物が二棟（六一・六三号）、八間以上の建物は三棟（一六・一八・六〇号）が確認されている。それぞれ側柱建物に対する割合でいえば、八%・一二%ということになる。前者の場合、その他の官衙が四%ということからすれば、鞠智城は、国府や郡家、城柵の方に近似値を取ることになる。次に倉の平面形式について見てみたい。先の山中氏の研究によれば、官衙の倉の様相は、郡家遺跡に特徴的に表れており、三×三間、四×三間で六〇%以上となり、これが正倉の代表的な平面形式だったとされる。さて鞠智城では、総柱の建物が三四棟確認されており、三×三間は七棟（二五・三八・四三・四七・六四・六五・六七号）、四×三間は九棟（五・

しか過ぎないが、ここでは五×三間の建物が一棟（一号）のみである点に注目しそい。山中氏の整理によって

五×三間の建物が一棟（一
号）のみである点に注目し
たい。山中氏の整理によれ
ば、古代山城を含む「その
他官衙」における五×三間
の建物は六%の割合を占め
ているが、これらは大野城
や基肄城にみえる五×三間
の建物が多数含まれている
とされる。大野城跡では、
七〇棟の倉庫が確認されて
いるが、そのうち一五棟が
五×三間の総柱建物であ
り、基肄城跡では、四〇棟
の倉庫のうち一九棟が五×
三間の総柱建物である。山
中氏は、このような大野城
や基肄城における規格性の
高い建物について朝鮮半島

は、鞠智城における建物構造について検討され大野城や基疑城はみえる規格性の高い五×三間については山中氏と同様に渡来系や中央政府によるものだとされる一方、鞠智城の場合は、官衙に集中してみられる三×三間、四×三間が多数見られるもののそれらの柱間寸法が不統一であることからこれらの建築には中央などの影響よりも在地の技術者を用いたのではないかとされた（海野二〇一四）。

以上、鞠智城と古代山城の相違点について述べてきたことをまとめるに、鞠智城は、古代山城の中でも比較的低い丘陵状の場所に立地し、深い谷を含むものの建物群が集中する場所は平坦面を有している。特に区画施設を伴い「庭」を形成すると考えられるL字型に配置される建物群は政庁的な空間と考えられ、他の山城では見られない。城内施設には、官衙遺跡に多く見られる長舎建物が多く、倉庫群主体とする大野・基肄両城とは大きく異なる。また倉庫群についても大野・基肄両城は、規格性の高い建物が多く、中央や渡来系の技術に基づくと考えられるのに対し、鞠智城は、規格性に乏しく在地的な性格を有している点があげられる。この様に鞠智城は、大野・基肄両城を代表とする古代山城とは相違点も多くある一方で、共通点も多い。最後に共通点について見ておこう。

第3表 城柵一覧表

鞠智城が古代山城に含まれるのは、山上に立地し、その外郭施設が多くの古代山城と同様土塁線によつて囲まれ、城門の唐居敷の存在によつている。鞠智城は、東側を急峻な崖線、西側と南側を版築土塁によつて廻られている。そして三つの城門を有し、それぞれ東から深迫門・堀切門・池ノ尾門と呼ばれている。これら土塁や城門に關しては、小澤佳憲氏が詳細な検討を加えられており、他の朝鮮式山城との密接な関係が指摘されている。特に城門に關して石製唐居敷

共通点も多い。最後に共通点について見ておこう。

たいと思う。

の城柵官衙があげられる。次に東北の城柵官衙遺跡について観察し

線が防御的な機能を有していたであろうことは間違いない一方で政
府的空間が存在し、他の山城と異なり、官衙的機能も有しており、
そのような複合的な機能を有していたことに鞠智城の特質が表れて
いるのであり、そこには古代国家の辺境支配のあり方の一端が表れ
ているはずである。さて、このような防御的機能と官衙的要素を持
ち、様々に幾能を有していく古代国家の辺境支配の軸点として東北

居城の構造を分類・整理され、綱年を作成され、特に輪郭の形状から大野城→基肄城、大野城→鞠智城という派生を示されている（小澤二〇一四）。ちなみに岡田茂弘氏は、鞠智城の城内施設から古代山城に疑念を抱きつつも土塁線や城門の存在によって鞠智城が古代山城であることに納得している（岡田二〇一五）。

筆者は、本章の検討によつて官衙的な色彩を持つ鞠智城が古代山城ではないと主張するものではない。鞠智城が城門や土塁線の存在によつて古代山城の一つでありつつもその城内施設には官衙的要素が多分に含まれており、古代山城と全く同じ機能や役割を付与されていたとは考えにくいことを改めて指摘しておきたい。城門や土塁

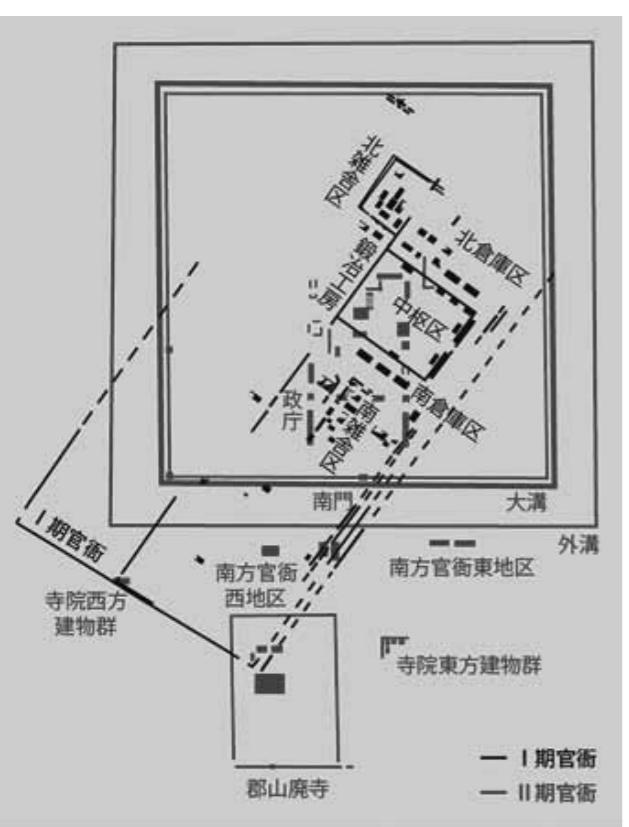
にみえる出羽郡井口
地に所在した出羽国
府に比定される城輪
柵跡である（五）。こ
れら全ての城柵遺跡
について紹介するの
は余りにも冗長であ
るので幾つかに絞つ
て検討を加えたい。

遺構の重複関係から二時期に区分されている。第Ⅰ期は、真北に對して東に三〇～四〇度振れる軸線を基準として建物が配置されている。材木塀や板塀によつて外周が区画され、その内部に北東側と南西側に長大な掘立柱建物を配し、その間を柱列で結んで区画し、南北に門が開くように政庁空間が区画されている。この中枢施設の南北に倉庫群が配置され、他に雜舎群や工房群が確認されている（第4図）。第Ⅰ期の創建年代については、雜舎群の竪穴住居より齊明・天智朝期の畿内產土師器が出土しているため、齊明・天智朝と考へられている。

「名取」と記された刻書土器が出土しており、正方位を向かず長舎で区画する政庁空間は、七世紀末～八世紀初にかけて成立した郡

配されて設置された磐舟柵（一）の所在が明らかになつておらず比較・検討できないのが残念だが、宮城県の郡山遺跡第Ⅰ期官衙遺構がこれら両柵と同時期に創建されたものと考えられてるので、本章ではまずこの郡山遺跡第Ⅰ期官衙遺構についてその概要を説明したい。

郡山遺跡は、仙台平野を東流し仙台湾に注ぎ込む名取川とそれに合流する広瀬川、両河川によつて形成された自然堤防上、海拔八〇一二mの現在の地名で仙台市太白区郡山に立地している。



第4図 郡山遺跡Ⅰ・Ⅱ期官衙模式図

家遺構にしばしば見られる形態のため名取郡（評）家説もあるが、政庁区画の規模が一二〇m×九一・六mと一般的な郡家の四倍もあるため、郡家とは考えにくく材木塀による外郭区画施設と国府に匹敵する政庁施設から郡山遺跡第Ⅰ期官衙遺構を城柵遺跡と評価する見解が有力である（今泉二〇〇五・進藤一〇一〇・岡田一〇一五）。城柵としての郡山遺跡第Ⅰ期官衙遺構の役割を考えるにあたってこの時期の東北政策について確認したい。

史料1 『日本書紀』齊明四年（六五八）四月条

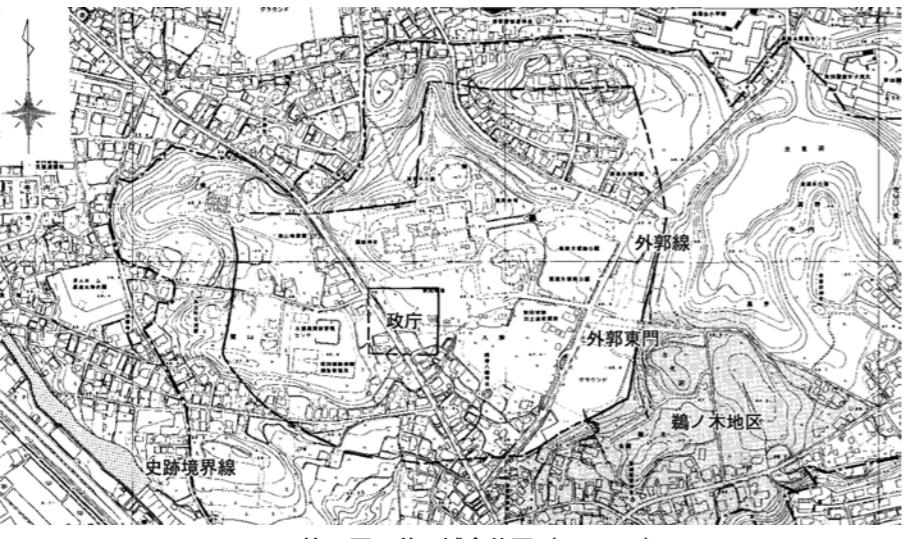
夏四月、阿陪臣（闕名）率船師一百八十艘伐蝦夷。鷲田・渟代二郡蝦夷望怖乞降。於是勒軍陳船於鷲田浦。鷲田蝦夷恩荷進而誓曰。（中略）仍授恩荷以小乙上、定渟代・津輕二郡々領。遂於有間浜召聚渡嶋蝦夷等大饗而歸。

史料2 『日本書紀』齊明四年（六五八）七月甲申条

秋七月辛巳朔甲申。蝦夷三百余詣闕朝獻。（中略）授都岐沙羅柵造（闕名）位二階。判官位一階。授渟足柵造大伴君稻積小乙下。

史料3 『日本書紀』齊明四年（六五八）是歲条

是歲、越邦守阿部引田臣比羅夫、討肅慎。獻生羆二・羆皮七十枚。〔中略〕或本云、至庚申年七月、百濟遣使奏言、大唐・新羅并力伐我。既以義慈王・王后・太子為虜而去。由是國家以兵士甲卒陣西北畔。繕修城柵斷塞山川之兆。



第5図 秋田城全体図 (1/10000)

て（史料2）では、都岐沙羅柵と渟足柵の柵造が褒賞されていることから柵造も遠征に加わっていたこと、そしてその根拠地として渟足柵が利用されたのではないかと考案される（熊谷一九八六・今泉二〇〇五）。今泉氏は、日本海側の遠征の根拠地として渟足柵が利用されたことから太平洋側の遠征の根拠地は、城柵である郡山遺跡第Ⅰ期官衙ではないかとされた（今泉二〇〇五）。

次に（史料1・4）にみえる「秋田（鷲

田・飽田）」に置かれた秋田城についてみてみたい。城柵としての秋田城の初見史料は次の（史料7）である。

史料7 『続日本紀』天平五年（七三三）二月己未条

十二月己未。出羽柵遷置於秋田村高清水岡。

史料4 『日本書紀』齊明五年（六五九）三月是月条

是月、遣阿倍臣（闕名）率船師一百八十艘討蝦夷國。

阿倍臣簡集飽田・渟代二郡蝦夷二百四十一人、其虜卅一人、

津輕郡蝦夷一百十二人、其虜四人、胆振鉏蝦夷廿人於一所而

大饗賜祿。（中略）授道奥与越國司位各二階、郡領主政

各一階。或本云、阿倍引田臣比羅夫。與肅慎戰而歸。獻虜卅九人。

史料5 『日本書紀』齊明六年（六六〇）三月是月条

是月。（中略）又阿倍引田臣（闕名）率船師二百艘伐國。阿倍臣以石上池邊作須弥山。高如廟塔。以饗肅慎卅七人。

陸奧蝦夷令乘己船到大河側。（後略）

史料6 『日本書紀』齊明六年（六六〇）五月是月条

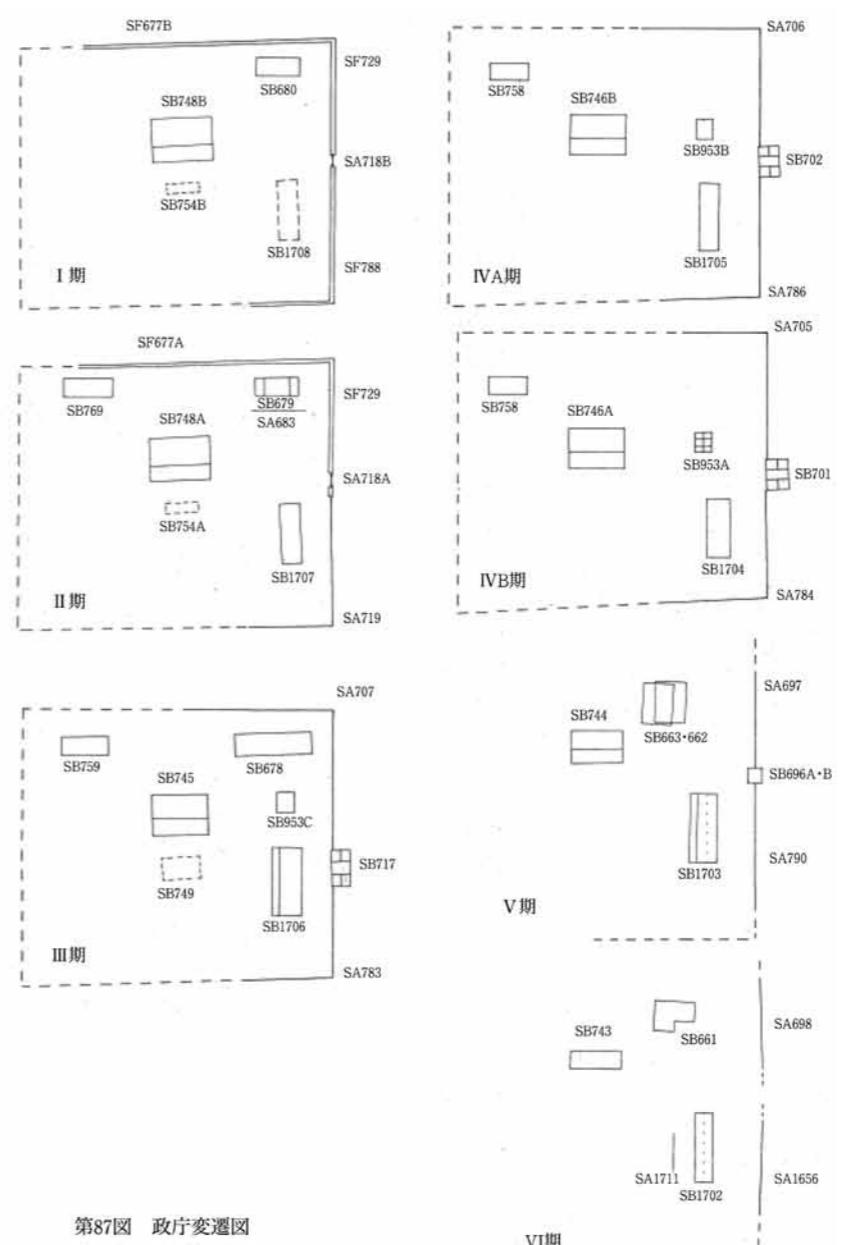
（史料1～6）は、齊明朝における阿倍比羅夫の北方遠征に関する史料である。阿倍比羅夫は、齊明四～六年にかけて三回北方へ進出している。この阿倍比羅夫の遠征記事については、渡島が北海道か否かそれぞれの蝦夷や肅慎が一体、どの民族に相当するのか議論があるが、考古学的には、渡島が北海道とみて矛盾なく史料が解釈できるとされる（瀬川二〇一二）（二〇一）。史料4では、陸奥・越両国郡司が遠征の褒賞として位を賜つてことから阿倍比羅夫の遠征は、日本海側・太平洋側両方から行われたと考えられる。そし

和銅元年（七〇八）に越後国に出羽郡が設置され（一三）、和銅五年（七一二）には出羽郡を母体に出羽国が設置される（一四）。それまでの出羽柵は、出羽郡（庄内地方）に存在したと考えられ（史料7）によって一気に北上して秋田城が建設されることとなつたのである。秋田城跡は、秋田県秋田市、旧雄物川の河口付近である高清水丘陵上に立地している。ほかの城柵と同様に築地塀あるいは材木塀による外郭区画施設があり、内部に国府規模の政庁区画が配されている。また、秋田城では場外にも関連施設を有しており、東門南東方向には、鶴ノ木地区と呼ばれる有名なトイレ遺構を検出した遺構群が確認されている。秋田城で特筆されるのは、木簡や漆紙文書といった多数の出土文字資料が発掘された点である（第5図）。

まず外郭施設について発掘調査の結果、五時期の変遷が確認されている。I期は、瓦葺の築地塀であり、（史料7）にみえるように天平五年（七三三）以降の創建期に相当する。第二期は、築地塀は変わらないものの非瓦葺へ変わっている。おおよそ八世紀半ばから八世紀末までに比定されている。次の第三期では、築地塀から材木塀へと変化し、さらに一二棟の櫓状建物が確認されている。当然、この櫓状建物は、軍事的機能が想定されている。時期は、八世紀末から元慶二年（八七八）までとされる。第四期は、元慶の乱後の復興期で材木塀と櫓状建物が継続して建造されている。第五期は、一〇世紀中葉以降あたり、大溝で区画されるようになる。

外郭区画施設の城門は、東門と西門が確認されている。東門は、四時期に区分されており、それぞれ外郭施設の第一期～第四期に相当する。ただし、規模と構造が判明しているのは、第三・四期でいずれも三×二間の八脚門となっている。

次に政庁空間である。秋田城の政庁は、東西約九二m×南北七八・五mと横に長い構造になっている。郡山遺跡の政庁空間でわかるように、城柵の政庁空間は、縦長の例が多く、些か特徴的な形態となっている。政庁は、六時期に区分されている。区画施設は、はじめ外郭と同様に瓦葺築地壇だったのが第二期に非瓦葺に変わり、第三期以降は一本柱列壇へと変化し、以降、この形態が踏襲される。この第一、二期の時期区分は、外郭施設と同じ暦年代となつた。



第6図 秋田城政庁変遷図

このほか城内施設としては、外郭東門から政庁までの大畠地区では鍛冶工房などの生産施設、政庁西側の焼山地区では倉庫群、外郭南辺部には兵士の居住域が広がっていた。
城外施設としては外郭東門南東に位置する鶴ノ木地区がある。ここから建物群が整然と配置されており、四時期変遷が想定されている。そしてこの第三期（八世紀前半）にトイレ遺構が存在する。このトイレ遺構から有鉤虫卵という寄生虫卵が検出され、これは豚食の習慣を有する人間に寄生する可能性が高い。豚食の習慣とすると渤海使の可能性があり、ここから当時の秋田城では来着した渤海使節の対応を行っていた可能性が高いとされる（進藤、二〇一〇、平川二〇一四a）。

（二五）。

以上、郡山遺跡と秋田城跡の発掘調査の成果をまとめたが、秋田城跡鶴ノ木地区のトイレ遺構のように特殊な遺構もあるが、城柵の基本的な構造として①外郭施設、②外郭施設の櫓状の建物、③国庁規模の政庁、④地区ごとに分類された官舎群といった要素が抽出でき、これらは多賀城を始めとしてその他の城柵にも共通している。それでは次に出土文字資料を中心に城柵の機能について確認したい。

多賀城や秋田城を始め東北の城柵では、一般行政機構として国司を中心とした文書行政が行われていたことを確認したい（二六）。秋田城跡からは三〇点におよぶ漆紙文書が出土している。中には戸籍や計帳といった国府で保管されていたと考えられる文書もある（二七）。多賀城や秋田城の場合、国府として的一般行政の一環という考え方もあるが、胆沢城では、実際に文書を作成する書生の存在が認められる（二八）。多賀城や胆沢城、払田柵跡、城輪柵跡など東北の城柵からは漆紙文書が多数出土しており、邊要国とされた東北において律令国家の文書主義が厳密に運用されていたことも指摘されている（三上二〇〇五）。

次に軍政について考えてみたい。弘仁二年（八一一）の文屋綿麻呂の奏上に「城柵等所」納器仗軍糧、其数不レ少（二九）と端的に表されているように城柵には、兵器や兵糧が蓄積されていた。秋田城跡の大畠地区では鍛冶工房跡とともに小札鑄なども出土し、焼山地区では倉庫群が確認されている。また「蝦夷」征討では、城柵を根拠地として征夷に赴いている（二〇）。平時には、兵士の管理を木簡や紙の文書を用い（二一）、兵士に食料の支給等も行つていた（二二）。このように城柵では征夷のための基地であり、そこに常駐する兵士の管理も

行つていたのである。
最後に、城柵での外交・交易について指摘しておきたい。（史料1・4・6）に見えたように蝦夷を懷柔するために饗宴と禄物の支給が行われた。饗宴によつて共同飲食を行うことで人々の親和性を高め政治的関係を構築する目的があつたとされる（今泉一九八六）。また、延喜民部式交易雑器条に陸奥・出羽の項には、「熊皮廿張・葦鹿皮」とあり、（史料4）でもあつたよう北方集団との交易によってこれらを獲得していたのであろう。渤海との関係については、養老四年（七二〇）には津軽津司に命じて靺鞨国（渤海）を見聞させている（二三）。（史料7）その後、天平五年（七三三）には出羽柵を一気に秋田の地にまで北上させていること、天平宝字六年（七六二）に建碑された多賀城碑に「去靺鞨國界三千里」とあり、靺鞨国の存在がその地理感覚の中で大きな存在となつていていることなどから、天平五年に北進させた秋田城の役割として渤海使を迎える外交機能が備わっていたのではないだろうか（平川二〇一四a）。

以上、本章の内容をまとめると、東北の城柵の基本構造は、外郭区画施設を有し、その内部に国庁規模の政庁区画が配されていることであつた。その基本構造は、郡山遺跡第I期官衙遺構から七世紀半ばまで遡るといえよう。そこで行われる業務は多岐にわたる。一般的な行政機構としての文書行政、軍団兵士や鎮兵が常駐し彼らに対する軍政、緊急時には、彼らを指揮・統率して行われる軍事行動、蝦夷を懷柔するための饗給、渤海使や北方集団との外交・交易、のように城柵は、政治・軍事・外交といった様々な機能を有していた。そこでは、このような城柵に見える諸機能が鞠智城でも確認できるか一つ一つ検討を加えていきたい。

三・鞠智城と東北の城柵

(二) 行政機能

東北の城柵官衙遺跡では、文字資料も多く出土し、文書行政が活発に行われている様子が伺われた。それでは鞠智城の場合はどうであろうか。鞠智城からは、全く文字資料がないわけではない。数量は少ないが、木簡と墨書き土器が出土しており、文書行政が行われていた様子が看取される。

史料8 鞠智城跡出土第一号木簡

「<秦人忍^{米カ} 五斗」

一三四×二六×五

本木簡は、付札状であり、秦人忍という人物が米五斗を鞠智城に納入したということを示している。国郡名や年紀が記されていないことから秦人忍は、肥後国菊池郡の人であつたであろうということが推定される。

さて本木簡の文字内容からは以上のことまでしか判断がつかないのだが、こういった付札状の木簡が出土しているということから以下の人々が鞠智城には関わっていたことが分かる。(1)貢納負担者が秦人忍であるということ、(2)鞠智城まで運搬した人間が存在すること(①と同一人物の可能性もある)、(3)納入された物品の確認を行う役職の人物、(4)米を消費する人(兵士か)の少なくとも四種類の人間が本木簡には関わっていたと考えてよいだろう。特に(3)

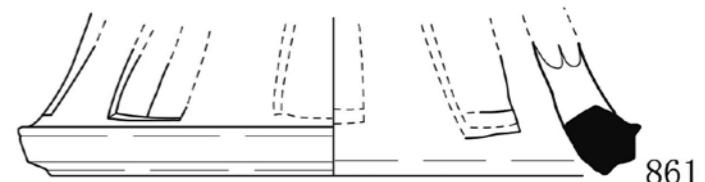
の人物について考えてみたい。

中央都城や地方官衙で作成される帳簿の作成に当たっては、このような物品に付された木簡が基礎データとして蓄積・利用されている。山口二〇〇〇、三上二〇〇一)。鞠智城で帳簿が作成されていたかどうかは分からぬが、こういった倉庫群には必ずそれを保守・管理する人間が存在した。国郡で働く人間を例挙した弘仁十三年官符には、「収納穀類正倉官舍院守院別十二人」(二十四)とあるので、鞠智城にも「院守」が存在した可能性はあるだろう。また、

取水口跡からは、円面硯(八六二)(第7図)が出土しており、文書行政の存在を裏付けるものといえよう。第一章で指摘したように、鞠智城では政庁的空間が存在し、官衙としての条件を備えている。また、倉庫群の存在とそこに勤務する人々の存在が推定されることなどから十分に行政的な機能を有していたものと推定される。

(二) 軍事機能

土塁・城門といった区画施設の他、長舎建物は兵舎と推定されている(一六号建物)。この兵舎に駐屯していたのが軍団兵士である(熊本教委二〇一〇)と仮定した場合、彼らを管理する軍毅も兵士とともに駐在していた可能性が類推される。



第7図 円面硯

れていたことが分かる。

鞠智城の場合、明証がないが、大野城には城司が置かれていたことが分かっている(二五)。大野城の場合は、筑前国司が務める場合と大宰府官人が宛てられる場合とがあつたと考えられるが、西海道の山城も東北の城柵と同様に国司が城司を務める城司制が行われていたと推定されている(今泉一九九〇)。『日本三代実録』には、「兵庫」とある(二六)ので、考古学的には武具等の遺物は確認されているものの、兵器を収めた倉庫が存在していたと考えられる。国司の職掌として「兵士・器仗」とあるので、肥後国司が管轄していた可能性は高い(西本二〇一五)。であれば、鞠智城にも肥後国司の員が城司として駐在していた可能性もあり、軍団兵士の管理という点が改めて指摘できるのではないだろうか。

(三) 外交機能

八角形建物や百濟系仏像の出土、山城の造営技術等より朝鮮半島の影響が、また、菊池川流域や筑紫磐井など西海道の豪族と朝鮮半島の国との密接な関係性から鞠智城の成立背景に对外関係に関する問題も指摘されている(宮川二〇一三、柿沼二〇一四、近藤二〇一五)。特に近藤氏は、当時の国際情勢の中で鞠智城が对外交渉の場として期待されていた可能性を示唆している。以上は、朝鮮半島・中国との関係性から鞠智城の役割について論じられたものである。一方、列島南部の支配政策に關わる中で鞠智城の縫治は行わたるとする見解(菊池二〇一四)(二七)もあり、海外に対するものという考え方と列島内にいる大和王権に従わない集団に対するものという二つの考え方がある。このようあり方は、秋田城における

蝦夷集団に対する饗給と渤海使への対応と類似関係にあるのではないか。

いだらうか。

城柵の基本的な構造として①外郭施設、②外郭施設の櫓状の建物、③国府規模の政庁、④地区ごとに分類された官舎群といった要素を指摘した。これを、鞠智城に当てはめると、①土壘と築地塀という違いはあるが、外郭区画施設を有し、②櫓状の建物ではないが、涼みヶ御所（烽見ヶ御所）という地名から望楼が設置されていたといふ考え方もある。③政庁的空間の規模が不明なので留保つきではあるものの政庁が配置され、④地区ごとにまとまつた建物群を有しており、構造的には、鞠智城と城柵には親近性が高いといえよう。

次に城柵の機能を大きく三つに分けて鞠智城との対応関係を見てきたが、木簡や円面硯の出土、倉庫群に勤務する役人の可能性から一般的な地方官衙と同様に文書行政が行われていた可能性が高い。そして城司制の有無については、推論の部分が大きいが、軍団制施行後には、兵士の駐在する鞠智城では、彼らを管理・運営する必要性から城柵と同じような機能が推定可能なではないか。最後に外交分野については、直接的な証拠はないものの菊池川流域という立地や七世紀末からの列島南部への進出という時代背景から鞠智城が列島内外における対外交渉において重要な位置を占めていた可能性が指摘できる。特に隼人と唐・新羅に対する鞠智城という存在は、東北における蝦夷と渤海に対する秋田城と相対的関係にあるのではないかだろうか。

おわりに

以上、本論文では、まず山中氏が整理された統計データを参考に鞠智城と他の古代山城を比較し、多くの相違点が存在することを指摘した。次に城柵官衙遺跡の発掘調査を整理し、城柵官衙遺跡の構造と役割をまとめた上で鞠智城との多くの共通点を指摘した。鞠智城が古代山城としては、異例の存在であり、構造・機能的には城柵官衙特に秋田城と性格が近いことが理解できたかと思う。

さて、このような城柵官衙に類似した鞠智城に古代国家がどのような役割を期待していたのかを考察したい。

本論でしばしば問題としていた政庁的空間は、時期区分でいえば第II・III期（七世紀末～八世紀末）に存続していたとされる。この約百年間は、鞠智城に城柵官衙と類似した構造と機能が備わっていた時期といえよう。それでは何故この時期にこのような構造と機能が鞠智城に付与されていたのであろうか。そのために改めて創建期から鞠智城の役割について考えてみたい。

鞠智城は、白村江の戦い後の緊迫した情勢の中で創建され、その役割はやはり本質的には防衛のためであつたろう。立地・当時の対外交渉の状況等から防衛機能を過少評価する向きもあり（柿沼二〇一五）、日本国内の在地社会への牽制とする説もある（柿沼二〇一四）。しかし、防衛機能と在地社会への牽制というのは、別に相矛盾するものではないことを指摘したい。白村江の戦いで圧倒的敗北を喫した日本は、唐・新羅連合軍が攻めてくると考へた時に西日本の防衛をどのように考へるかと考へた時に当時の為政者が最も恐れた事態は、西海道の豪族が日本を離れ、唐・新羅へついてしまうということではなかつただろうか。実際、六世紀前半には、筑

紫君磐井が新羅と結んで大和王権に反抗したという事実がある。九世紀には、肥前国人が新羅人と結託して対馬を襲撃しようとした事件もある（二八）。西海道は、半島・大陸と結託して反旗を翻そうとする勢力が潜在的に存在し、それを防ぎつつ中央集権化のためにも外交権の一元化は急務であつて、創建期の鞠智城の役割というのは、やはり防衛機能が第一義的についたのではないだろうか。

鞠智城の構造が大きく変化し、城柵官衙の構造に近似するのが七世紀末以降の第II期である。このいわゆる「繕治」期に城内施設の充実が図られるわけだが、その契機としては、菊池氏の指摘する列島の南北部における律令国家の進出政策があげられるだろう。七世紀半ばの阿倍比羅夫の北方遠征では、渟足柵や郡山遺跡第I期官衙が拠点として用いられた。西海道において同様の施設を建設しようと計画した時に新しく建設するよりは、既存の施設を改修・増築する方が良いと判断し、山城の中でも最も南にある鞠智城が改修されることとなつたのではないか。また、創建期における地方豪族の離反という可能性は常に潜在的に存在したから、対外関係が良好になつたからといって鞠智城がすぐさま廃城されるということはなく、鞠智城が長期間に渡つて存続した理由の一端がそこにあるのではないか。

鞠智城の政庁空間は、正方位を向いておらず、倉庫群の存在など郡山遺跡第I期官衙に良く似ている。こうして鞠智城は、阿倍比羅夫の北方遠征で渟足柵や郡山遺跡が後方拠点となつたように九州南部の隼人政策に対する後方基地としての位置付けがここで新たに付与され東北の城柵に近似し形態をとるようになつたのであろう。この第II期に土器が急増するのは、このような九州南部の隼人政策に

対応して「城柵」としての機能が活発に働いていた時期だからだろう。第一号木簡の比定年代が七世紀後半から八世紀前半となつているのも示唆的である。菊池氏が指摘するように第III期に入つて活動が低迷するのも隼人政策の転換によるものであろう（菊池二〇一四）。東北の城柵の場合、公民化しない蝦夷が存在する以上は、饗給に基づく懷柔政策は継続して行われた。鞠智城の政庁空間が配される第IV期は、八世紀末以降となつては非常に示唆的で、延暦十九年（八〇〇）に薩摩・大隅両国で口分田の班給（二九）が行われているというのは、鞠智城の構造の変化と無関係ではなく、征討する必要性がなくなり、東北の城柵的な構造を維持する必要がなくなつたためであろう。

鞠智城を始めて訪れた時、私も岡田茂弘氏と同様に山城っぽくないというように感じた。その理由は本論の第一章で述べたことによるのだが、第二・三章で城柵との類似性が認められつつも東北の城柵一般とはやはり異なつてゐる理由を最後に述べてまとめたい。前述したように第II期鞠智城の構造の祖型として郡山遺跡第I期官衙が想定される。ただし、山城を流用したために郡山遺跡第I期官衙と全く同様に整備するというのは不可能だつたのだろう。一方、多賀城を始めとする八世紀以降の城柵官衙の祖型は、郡山遺跡第II期官衙ではなかつたか。郡山遺跡第II期官衙以降の城柵は正方位を向くようになつており、郡山遺跡の第I期と第II期では、段階差が大きいといえる。第II期官衙の造営年代が七世紀末と第II期鞠智城と同じにも関わらず、第II期鞠智城の政庁的空間が正方位を向いていないのは、行政組織としての格の違いによるものではないか。つまり、この時期に正方位をとるのは、中央の都城と大宰府で

あり、後の多賀城が条坊制を備えた都市的空間を備えていること、陸奥国守が陸奥・出羽巡察使として複数の国を管掌するようになることから考へても郡山遺跡第Ⅱ期官衙にその萌芽が認められるのではないかだろうか。故に、第Ⅱ期鞠智城と郡山遺跡第Ⅱ期官衙が同時期にも関わらず、構造的に大きな差異を持つていているのではないだろうか。鞠智城が城柵官衙と多くの共通点と多くの相違点を有しているのはこういった事情を背景としているからではないだろうか。

注

(一) 古代の山城については、文献史料による朝鮮式山城と史料上確認できぬいものの遺構等からその存在が確認される神籠石式（型）山城の二種類に分類してきた。二種類に分類されることは、学史上、意義のある議論ではあるが、本稿では、防御施設であるという点において両者に本質的な違いないと考へて両者を同一のものとして捉え、「古代山城」という名称で一括して述べることとする。

(二) 『続日本紀』文武二年五月甲申条

(三) 『日本書紀』天智四年八月条

(四) 大野・基肄の二城と同じく文武朝期と考えるのが主流だが、齊明朝の朝

倉宮に伴い築城されたと考へる見解も存在する（渡辺一九八八）。これは白村江の戦いの前後、どちらに築城されたかということになり、築城の契機やその目的の背景・状況が大きく異なることとなる。齊明朝での築城とすれば、沼垂・磐舟柵との造営時期が近接することになり、東北の城柵との関係を考える上で非常に魅力的な見解だが、現在のところその根拠とされる齊明紀四年是歳条或説の史料解釈について八木充氏による批判（八木二〇〇八）によつて史料的根拠を失つており、考古学的には七世紀後半以

降という年代以上は得られないため、大野・基肄とほぼ同時期という從前の見解が妥当であろう。白村江の戦いの前後の如何に関わりなく、大きな意味で対外的な緊張の中で築城されたことは確かではある。

(五) 距離的に大宰府を直接防衛する目的とは考へにくいか、山城という防衛施設から考へて、対外防衛に主眼があつたことは疑いなかろう。

(六) 国府や郡家の政庁空間では、国司や郡司が行政実務を執務する一方で儀式・儀礼が行われた。儀制令元日国司条では、国司以下の僚属が国府において元日朝挙を行つたあと宴会を行うという規定がある。

(七) 以下の官衙一般の数値・割合はいずれも（山中二〇〇七）の整理に基づき、特に断らない限り山中氏の所説もこの報告書による。山中氏自身が指摘しているが、これらの統計的分析は、遺跡種別ごとの全体的な様相を探るために、遺跡ごとに多様性があるため、また地域差なども考慮する必要があるとされる。従つて、以下の記述における統計部分は、遺跡の全体的な傾向を図るためにものであつて、これらの数値によつて鞠智城が直裁的に官衙であるというようなものではない。ここでは、これらの数値の傾向によつて鞠智城が古代山城とは一線を画すものだということを統計的に再確認しておきたい。

(八) 山中敏史氏は、国府や郡家、城柵を除いた閑・津・駅家などを「その他官衙」として分類している。鞠智城を含めた古代山城はその他の官衙に含まれている。

(九) 『日本三代実録』仁和三年五月二十日癸巳条

(一〇) 『日本書紀』大化三年是歳条。遺跡の推定は行われていないが、阿賀野川河口付近と想定されている。

(一一) 『日本書紀』大化四年是歳条。渟足柵と同様に遺跡地の推定は行われていないが、旧岩船潟付近と想定されている。

(一二) 紀元四世紀以降、サハリンから南下してきたオホーツク文化集団には、動物信仰、特にクマを信仰しており、（史料3）では、ヒグマとその皮を肅慎が、献上しており、その習俗によく合致するという。また、渡島蝦夷には、繩文文化を継承して狩猟・採集生活を継続していた続縄文文化集団とみてよいとする（瀬川二〇一一）。

(一三) 『続日本紀』和銅元年九月丙戌条

(一四) 『続日本紀』和銅五年九月己丑条

(一五) ただし、今泉隆雄氏は、有鉤虫卵はイノシシに寄生する可能性も考えられるとき、秋田城からはイノシシの遺体が出土していることからこれらは蝦夷の対する饗給で振舞われたものの可能性を指摘する。また渤海使の来着とその対応についても国司一般に与えられた安置・供給の役割であつて秋田城に限定されるものではないとされ、秋田城の主な役割は渡島の蝦夷など北方の蝦夷に対する朝貢的支配にあつたとされる（今泉二〇一五）。

(一六) 全ての城柵に城司がいたわけではなかつたとする見解もあるが（熊谷二〇〇七）、少なくとも国府である多賀城と鎮守府の置かれた胆沢城、秋田城などには、城司として国司の一員が赴任していたと考えられる（今泉一九九〇）。

(一七) 秋田城跡出土第八、九、一七、一八、二九号漆紙文書。ちなみに、例えば第九号文書は、天平六年度の計帳の紙背に天平宝字三年の具注暦が記されており、このような戸籍・計帳の紙背を利用した文書は、国府で保管されていた文書が廃棄された後に国府で再利用された。つまりそれが廃棄された場所である秋田城が国府であると平川氏は主張された（平川二〇一四a）。これに対して今泉氏は、国府で具注暦が書写された後に秋田城へと

頒下したものであり、秋田城が国府であるとは考へ難いとされた（今泉一九九五）。今泉氏の説によれば、秋田城には、紙背のある具注暦が頒下さ

参考文献

- 相沢央 一〇〇三 「律令国家の蝦夷政策と古代越後国」『歴史評論』六四三
秋田市教育委員会 一〇〇一 「秋田城跡・政庁跡」

秋田市教育委員会 一〇〇四 「秋田城跡調査事務所年報」 『秋田城跡』

秋田市教育委員会 一〇〇八 「秋田城跡II—鵜ノ木地区」

伊藤武士 二〇〇六 「秋田城跡」 同成社

今泉隆雄 二〇一五年

今泉隆雄 一九九〇 「古代東北城柵の城司制」 同右書

今泉隆雄 一九九五 「秋田城の初步的考察」 同右書

今泉隆雄 二〇〇五 「古代国家と郡山遺跡」 同右書

今泉隆雄 二〇一五 「秋田城と渤海使」 同右書

海野聰 一〇一四 「鞠智城の遺構の特徴と特殊性」 熊本県教育委員会 『鞠智城跡II・論考編1』

大高広和 二〇一三 「八世紀西海道における対外防衛政策のあり方と朝鮮式山城」 『鞠智城と古代社会』 一

岡田茂弘 二〇一五 「鞠智城と古代日本東西の城・柵」 平成二七年鞠智城東京シンポジウム『律令国家と西の護り、鞠智城』 資料

小澤佳憲 一〇一四 「古代山城出土唐居敷から見た鞠智城の位置付け」 『鞠智城と古代社会』 二

鏡山猛 一九六八 『大宰府都城の研究』 風間書房

柿沼亮介 二〇一四 「朝鮮式山城の外交・防衛城の機能の比較研究からみた鞠智城」 『鞠智城と古代社会』 二

木村龍生 二〇一四 「鞠智城の遺構の特徴と特殊性」 熊本県教育委員会 『鞠智城跡II・論考編1』

菊池達也 二〇一四 「律令国家成立期における鞠智城」 『鞠智城と古代社会』 二

葛原克人 一九九四 『朝鮮式山城』 佐藤宗諱編集『日本の古代国家と城』 新人物往来社

佐藤信 一〇〇七 『古代の地方官衙と社会』 山川出版社

進藤秋輝 二〇一〇 『古代東北統治の拠点・多賀城』 新泉社

仙台市教育委員会 一〇〇五 『郡山遺跡発掘調査報告書 総括編(1)』

瀬川拓郎 二〇一一 「古代北海道の民族的世界と阿倍比羅夫遠征」 小口雅史編『海峡と古代蝦夷』 高志書院

谷山雅彦 二〇一一 『鬼ノ城』 同成社

西本哲也 二〇一五 「鞠智城と大宰府」 『鞠智城と古代社会』 三

平川南 二〇一四a 「出羽国府と渤海国」 『律令国郡里制の実像』 上、吉川弘文館

平川南 二〇一四b 「秋田城跡漆紙文書からみた出羽国府論」 『律令国郡里制の実像』 上、吉川弘文館

古川順大 二〇一三 「鞠智城が在地社会に与えた影響」 『鞠智城と古代社会』 一

三上喜孝 二〇〇一 「古代地方社会における公糧支給と帳簿」 『日本古代の文

字と地方社会』 吉川弘文館、二〇一三年

三上喜孝 二〇〇五 「城柵と文書行政」 右同書

南健太郎 二〇一五 「石積遺構からみた古代山城築城技術に関する試論」 『鞠智城と古代社会』 三

宮川麻紀 二〇一三 「鞠智城築城の背景」 『鞠智城と古代社会』 一

八木充 一〇〇八 「百濟滅亡前後の戦乱と古代山城」 『日本歴史』 七二二

山口英男 二〇〇〇 「帳簿と木簡—正倉院文書の帳簿・継文と木簡—」 『木簡研究』 二二

山中敏史 二〇〇七 「古代官衙の造営技術に関する考古学的研究」 平成一五年度) 平成一八年度科学研究費補助金(基盤研究(B)) 研究成果報告書

渡辺正氣 一九八八 「神籠石の築造年代」 斎藤忠先生頌寿記念論文刊行会 『考古学叢考』 中、吉川弘文館

第1図 鞠智城跡全体図 (熊本県教育委員会「鞠智城II・第八・三十二次調査報告」) ^一〇一二年vより引用)

第2図 L字型建物配置 (同右報告書より引用)

第3図 4号溝実測図 (同右報告書より引用)

第4図 郡山遺跡I・II期官衙模式図 (宮城県多賀城跡調査研究所ホームページ) http://thmpref.miyagi.jp/kenkyusho/work/_site.html より引用。)

第5図 秋田城全体図 (一・一〇〇〇〇) (秋田市教育委員会「秋田城跡II—鵜ノ木地区」) ノ木地区ー』 一〇〇八年より引用)

第6図 秋田城政厅変遷図 (秋田市教育委員会 一〇〇四 『秋田城跡調査事務所年報』 『秋田城跡』 より引用)

第7図 円面鏡 (熊本県教育委員会「鞠智城II・第八・三十二次調査報告」)

挿図・表出典

(^一〇一二年vより引用)

第1表 鞠智城跡の側柱建物一覧表 (熊本県教育委員会「鞠智城II・第八・三十二次調査報告」) ^一〇一二年vの建物一覧表を参照して作成)

第2表 鞠智城跡の総柱建物一覧表 (熊本県教育委員会「鞠智城II・第八・三十二次調査報告」) ^一〇一二年vの建物一覧表を参照して作成)

第3表 城柵一覧表

熊谷公男 一九八六 「阿倍比羅夫北征記事に関する基礎的考察」 高橋富雄編『東北古代史の研究』 吉川弘文館

熊谷公男 一九一〇 「古代山城 鞠智城を考える」 山川出版社

熊本県教育委員会 一〇一二 「古代山城 鞠智城を考えるII」

熊本県教育委員会 一〇一四 「鞠智城シンポジウム(一) 成果報告書」

熊本県教育委員会 一〇一二 「鞠智城II・第八・三十二次調査報告」

近藤浩一 二〇一五 「古代朝鮮半島と肥後地域の交流史からみた鞠智城」 『鞠智城と古代社会』 三

佐藤信 一〇〇七 『古代の地方官衙と社会』 山川出版社

進藤秋輝 二〇一〇 『古代東北統治の拠点・多賀城』 新泉社

仙台市教育委員会 一〇〇五 『郡山遺跡発掘調査報告書 総括編(1)』

瀬川拓郎 二〇一一 「古代北海道の民族的世界と阿倍比羅夫遠征」 小口雅史編『海峡と古代蝦夷』 高志書院

谷山雅彦 二〇一一 『鬼ノ城』 同成社

西本哲也 二〇一五 「鞠智城と大宰府」 『鞠智城と古代社会』 三

平川南 二〇一四a 「出羽国府と渤海国」 『律令国郡里制の実像』 上、吉川弘文館

平川南 二〇一四b 「秋田城跡漆紙文書からみた出羽国府論」 『律令国郡里制の実像』 上、吉川弘文館

古川順大 二〇一三 「鞠智城が在地社会に与えた影響」 『鞠智城と古代社会』 一

三上喜孝 二〇〇一 「古代地方社会における公糧支給と帳簿」 『日本古代の文